

2020年度公益社団法人神奈川県社会福祉士会事業計画

はじめに

<本会の動き>

公益社団法人神奈川県社会福祉士会は、「県内における社会福祉の増進や県民の生活の向上に寄与すること」を基本とし地域、関係機関などからの本会の活動に対する期待に応えるべく、2019年度は、県民の権利擁護及び、司法福祉分野、生活困窮者支援等に重点をおきながら、新たに子ども・家庭及び多文化共生に関する事業展開を行っていくために委員会設置を行いました。

そして、神奈川県、相模原市等県内市町村から事業委託を受け事業を行うとともに、多くの行政機関、団体からの要請を受けて、本会から委員などの推薦を行いました。

2020年度は、県内におけるすべてのひとが共に豊かに生活を行っていくことができるように、これまでに県内で起きた多くの福祉現場における事件の本質や、課題等を踏まえ、私たち社会福祉士による支援を必要とする一人ひとりのニーズに応じていく必要性を強く認識し、本会の目的（定款4条）を実現していくために、倫理綱領・行動規範に基づいて活動を行います。

そして、本会は、福祉の専門的知識と技術及び社会福祉士としての責任と自覚を持って、日々の活動を行います。そのために本会の組織体制の整備と、社会福祉士としての資質の向上を目指しながら、関係機関と協力・連携を図り、活動を進めていきます。同時に、将来に向けて社会福祉を担っていく人材の確保及び資質の向上を図っていく努力をしていきます。

2020年度重点事業については、公益社団法人への期待と責任に沿って4本の柱立てをしています。事業計画も、時代の変化や地域の要請に応えられる内容へと整理をしています。このことは、まさに会員一人ひとりの日々の活動の蓄積と協力によって成し得る業であり、会員とともに、県民の生活、福祉の向上に寄与していきます。

<本年度重点事業・4本の柱>

1. 権利擁護及び相談事業（公益1）

県民の権利擁護を行っていくために障害者・高齢者・児童の虐待防止法及び各関連法令に基づき、県民一人ひとりの尊厳を守るための活動及びネットワークの構築等を行っていくため、様々な分野における虐待防止・権利擁護、福祉の増進に関する啓発事業や、権利擁護に携わる会員及び従事者を対象とした研修の企画・運営を行っていきます。そして人権擁護、権利侵害に関する調査・研究及び啓発活動を実施し、多くの生活課題を抱えた県民の支援を行っていきます。

子どもに関する支援については、子ども・家庭委員会を中心に児童虐待や児童の貧困、いじめなど子ども・家庭支援にかかわる事業を展開していきます。また、多くの文化、価値観、生活の違いをもった人たちが県内に生活するようになっていくなかで、本会として文化の違い等をお互いに理解しあい、共に生活を行っていくことができるように啓発・研修事業などを行っていきます。

昨年度は、統計的に自殺者は減少傾向にありましたが、それでも年間2万人を超える人たちがと尊い命を絶っている現状を踏まえ、引き続き事業部を中心に自殺対策・予防に関する取り組みを充実させ、生きることを支えていきます。

2. 地域福祉の増進・福祉サービスの質の向上に関する事業（公益2）

年齢、文化、障害、宗教などさまざまな理由によって、護られるべき権利を侵され、生活困難に陥っている状況にあっても、その地域から排除されることなく社会生活を送ることができる、共生社会の実現に向けた取り組みを行います。具体的には、生活困窮者への相談支援及び自立支援、シェルター等の運営、司法分野と協働した触法障害者や高齢者の支援、虐待防止、孤立死等の悲惨な状況の防止、そのために必要な地域ネットワーク作りなどを行います。司法福祉に関しては、神奈川県より再犯防止に関する更生支援福祉ネットワーク構築事業を受託しており、引き続き取り組みを進めます。

また地球環境の変化により、近年頻繁に起こる大規模災害への対策として、人材育成及び行政ほか関係団体との連携、並びに本会の災害対策体制整備等を行っていきます。また、福祉サービス第三者評価事業では、調査員の質を高め、評価の公正を図ります。

2020年の夏には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。そして新たな外国人材受け入れのための在留資格の創設など入管法の一部改正により、外国人労働者の入国が増えてくることも予想され、ますます国際化が進んでいきます。このような新たな課題に対応するため、引き続き多文化ソーシャルワーク研修等の内容の充実を図っていきます。

3. 福祉人材育成事業（公益3）

県民の福祉を推進していくためには、常に社会福祉士としての不断の努力が必要です。そのためにも生涯研修センター機能を充実し、本事業を積極的に推進していきます。そして、専門職として求められる力量や、必要な知識・技術を習得していくための研修内容を充実させ、より多く研修を開催していくように努めます。また、認定社会福祉士制度の周知と普及を推進していきながら、質の高い実践力やスーパービジョンができる専門家を養成していきます。

同時に、福祉にかかわる医療・行政機関、社会福祉士養成機関等と協力し、支援に求められる力量、必要な知識・技術の習得を図っていくために必要な研修を実施していくとともに、福祉の増進を図るために積極的な人材育成を行います。

4. 組織整備・強化に関する事業

本会が、適正かつ効果的に事業を展開していくために、組織体制や規則類の見直し・整備を継続して行っていくとともに、複雑多岐にわたるさまざまなケースに対応していくために、専門職団体・機関及び社会福祉士養成機関等との協力・連携を行っていきます。

組織の整備の一環としては、2021年度はじめに、本会の事務所地である神奈川県社会福祉会館が、建物の老朽化に伴い移転するため、本会の事務所も移転に向けて、今年度の期間に準備を開始していきます。

また、本会の役割・責任などについて、会の活動の周知や徹底を図っていきながら、社会福祉士の働き、魅力を社会福祉士になろうとしている人たちへ伝え、将来の福祉の担い手を育成していきます。

そして、広報活動や支部活動を更に充実させることによって、各地域に即した活動を行っていくと共に組織強化の取り組みを行い、組織率の向上を目指していきます。また、会員が、地域に根差した活動を行っていくことができるように、相談、助成、自主活動などの支援体制を整備していきます。今年度は組織率向上部と総務局を中心に、会員の実態調査などを行うプロジェクトを立ち上げ、組織強化に向けて取り組みを進めます。

I 総務局

1. 組織の運営整備

方針：本会及び会員の活動自体に合わせた事業運営の整備を進めます。

- (1) 新規則類の整備を継続して行います。
- (2) 組織体系図に基づく事業の推進と定着を図ります。
- (3) 総会を年1回、理事会を年間10回程度、正副会長会議は原則毎月開催します。
- (4) 支部連絡会議を年間2回開催し、支部との連携協力体制を強化するとともに本会活動の活発化を図ります。

2. 関係団体との連携

方針：県内外のソーシャルワーク関連団体及び専門職団体等との連携を進め、ソーシャルケアサービス関連団体のネットワーク構築を図ります。

- (1) (公社)日本社会福祉士会及び各都道府県社会福祉士会等と連携します。
- (2) 介護認定審査会や障害程度区分認定審査会への委員推薦などを通し、県下各市町村との連携を深めます。
- (3) 横浜家庭裁判所、神奈川県弁護士会、(公社)成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部、(社福)横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンターなどとの連携を進めるとともに、(一社)成年後見法学会など学会、研究教育機関との協力も進めます。
- (4) 県や市町村行政の受託事業を通じた連携、県・市町村社協、(一社)神奈川県医療ソーシャルワーカー協会、神奈川県精神保健福祉士協会、(公社)神奈川県介護福祉士会等との連携の他、(一社)神奈川県介護支援専門員協会や、(一社)日本ソーシャルワーク教育学校連盟等とも連携を図ります。

3. 広報部

方針：地域福祉の増進のために神奈川県内の地域性、分野対象の独自性等をふまえ、情報通信技術をはじめとする様々な媒体を活用しながら、会員を含む神奈川県民にとって必要な情報の提供・発信を行います。

- (1) 一般県民向け及び会員向けに地域福祉の向上を目的としたニュースレター「かながわの風」を年4回発行します。また、社会福祉協議会や養成校等、配架先を開拓します。
- (2) ホームページに会員、福祉専門職、関連分野の専門職を対象とした研修情報や事業紹介を掲載します。
- (3) ホームページ運用にともなう技術的支援等を行います。
- (4) ホームページの運用状況を踏まえ、次世代のホームページシステム構築に向けた検討を行います。

4. 組織率向上部

方針：本会事業への会員の主体的参加を促進することを目標に、本会の状況把握、課題（本会に対する期待など）分析、新規合格者及び未入会者の入会促進、会員同士の交流を図ることにより魅力的な組織づくりに努め、組織の向上を目指します。

(1) 各社会福祉士養成校、各事業所の受験資格保有者への受験勧奨・受験支援を積極的に行なうことにより、資格未取得時点から本会との関わりを密なものとし、社会福祉士の資格取得者の増だけでなく、本会への入会促進を図っていきます。

事業例：養成校への働きかけ、(組織啓発宣伝事業)、社会福祉士たまごの会・ひよこの会

(2) 取り組みに際しては“参加者目線”“参加しやすい企画”を常に心掛け、未加入者については加入促進を進め、加入者の増(組織率の向上)を図ると共に、新規加入者・既存の会員については、満足度の向上や帰属意識の強化に向けた事業を企画・実施することで、会員の定着率を高めると共に、会発展に寄与する人材の発掘を進めていきます。

事業例：たまひよオアシス、たまひよユースの開催、新規会員歓迎交流会(会員交流事業)、ウェルカムカードの送付各世代が参加しやすい環境に関する検討を進めます。

(3) 会員の本会活動への参加促進及び支部活動の振興を目的にし、各支部単位で実施している活動の共有、問題等の把握を行います。

事業例：インター支部会・メーリングリストを通じた支部間交流の場作り

(4) 社会福祉士自体の増加を目指し、社会福祉士養成校との関係構築に努め、併せて若者や福祉従事者に対して社会福祉士の専門性や魅力を伝えるツールの開発に向けた研究に取り組みます。

事業例：養成校への働きかけ、福祉士の魅力を伝えるリーフレットの作成、周知・説明用教材(パワーポイント)作成に向けた検討(組織啓発事業)

(5) 支部および会員が市民に向けて本会活動のPRをするに当たり、必要となる基本資料等を共有できる仕組み作りを検討します。

(6) 会員がより身近なところで、いつでも「情報を得ることができる」「立ち寄ることができる」「問い合わせることができる」「相談することができる」などの体制作りについて検討を進めます。あわせてホームページの活用を進めます。

(7) 他の福祉・医療系職能団体との繋がりを強めることで、互いに抱える課題等の共有化と、改善に向けての共同の取り組みを進めて行く。また、市民に向けては、ソーシャルワーカーに関する普及・啓発の取り組みを共同で進める。(他団体との意見交換、県社協主催「福祉のお仕事フェア」への協力)

(8) 調査の実施

・基礎研修受講者等に社会福祉士会活動や支部活動会への参加状況等について把握・分析を行うことを通じて、今後取り組む事業の立案に役立てるものとします。2020年度調査を実施し、その後は2年毎に調査を行います。

・現在、各種研修・講座等で実施されているアンケートに「共通項目」を盛り込み、所属会員・参加者の満足度等の分析調査を行うことを通じて、今後取り組む事業の立案に役立てるものとします。

II 公益・福祉局

1. 相談事業部

方針：さまざまな生活課題をかかえながら潜在化している県民・市民のニーズに対して、社会福祉士としての知識や技術を活かし、アウトリーチ的ソーシャルワーク活動を実践し、ノーマライゼーション・権利擁護に資することを目指します。

(1) 県民・市民に対する相談活動

ソーシャルワーカーデー（海の日）に合わせて、関係団体と協力連携を図りながら相談・啓発事業を実施します。（実施は海の日前後を予定）

（２）生活困窮者に対する自立支援と県民に向けた啓発活動

- ①生活困窮者支援ネットワーク委員会を設置し、県民に向けた啓発活動を実施します。
- ②神奈川県、相模原市、秦野市から生活保護受給者向け事業、生活困窮者向け事業を受託するとともに、従事者に対する研修にも参画することで、県民の福祉の向上に努めます。

（３）独立型社会福祉士への支援

- ①独立型社会福祉士の資質向上のために必要となる情報等を提供します。

（４）権利擁護のための啓発活動

- ①障害者、高齢者等の虐待防止及び対応について

前年度、実施することが出来なかった未成年後見事業啓発・普及のために委員会を立ち上げます。

- ②虐待対応専門チーム（弁護士）立ち上げの準備委員会の立ち上げを目指します。
- ③他職種、関係機関と協力・連携を図りながらより効果的に事業を展開していきます。

（５）自殺防止対策事業

- ①自殺予防相談員フォローアップ研修を開催します。

当委員会が実施してきたゲートキーパー養成研修修了者で自殺予防相談員に登録している人を対象にスキルアップの研修を実施します。

- ②自殺予防啓発として、自殺予防の講演会を自殺予防月間の事業の一つとして開催します。
- ③ゲートキーパー養成研修を開催します。また専門職会員および県民に向けたゲートキーパー啓発を目的とした研修を実施します。
- ④横浜市瀬谷区委託事業である区民向けゲートキーパー養成の研修を実施します。
- ⑤他士業主催事業への協力をします。
- ⑥自殺予防相談会へ相談員を派遣します。
- ⑦行政等主催の自殺予防研修会への参加をし、自殺防止の知識や技術を得て、県民への相談に生かします。
- ⑧委員会を定期開催します。

2. ケアマネジメント・地域包括支援センター推進事業部

方針：地域包括ケア推進を目指し、高齢分野のみならず多様な領域に向けた情報提供や研修機会を引き続き提供し、啓発活動を実施していきます。

地域包括支援センター（以下、支援センター）が担う総合相談事業及び権利擁護事業において、支援センター職員がより高い専門性をもって、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりに寄与することができるように支援します。

介護支援専門員実務研修受講試験対策である模擬試験を収益事業として実施します。

- （１）高齢者に限らず、障害・児童含め地域における地域包括ケアの実践を目指し、県民や従事者双方が知識を向上させ、共に推進していくことのできる基盤づくりに寄与するために研修を実施します。
- （２）地域包括支援センター等の職員向けに情報提供や活用できる知識や技術の獲得を目指した研修会を実施します。

3. 福祉サービス第三者評価事業部

方針：福祉サービスの質の向上を目指して平成17年度より第三者評価事業機関として登録し、受審希望事業者に調査を行ない事業の評価を行なってきました。公益社団法人化後平成25年度には社会的養護施設の登録（全社協）をし、今日の社会的課題に対応する機関として事業を進め、本年度も同様に進める。年間の調査件数の目標は10件を目標とします。

年間事業計画は、①隔月の運営委員会の開催 ②調査員による訪問調査 ③評価決定委員会の開催と公表 ④調査員の研修会の開催 ⑤広報・受審活動の促進等です。

本年度も質の高い調査と公正な評価を目指し事業を進めます。

- (1) 福祉サービス第三者評価事業運営委員会を定期的に開催し、事業の進捗状況の確認と、市町村及び受審希望事業所への迅速な対応に努めます。
- (2) 評価項目については、具体的には、以下の評価項目・手法を使用し、第三者評価事業を行います。評価方式は神奈川県方式（グループホーム）、全国社会福祉協議会方式（社会的養護施設）、保育・高齢障害については、2019年度から神奈川県内統一の評価手法 国基準ガイドライン項目を使用して調査を実施していくことに伴い、調査は2日間を予定することとしています。また県内統一の項目に、独自項目も加えた調査を実施します。
- (3) 今年度の目標として、事業所10件程度の第三者評価の受審を目指します。
- (4) 評価の決定にあたっては、外部委員を中心とした評価決定委員会を、年2回程度開催し、より優れた客観性に基づく評価結果の公表と、透明性の確保に努めます。
- (5) 評価調査員の質の向上を図るため、継続研修、フォローアップ研修を定期的に実施します。
- (6) 広報、受審促進活動を行います。また神奈川県社会福祉協議会第三者評価推進機構開催の事業所説明会・評価機関連絡会に参加します。

4. 社会福祉士資格取得支援事業部

方針：今後の社会福祉援助活動の中心となる社会福祉士の養成を目指し、引き続き国家資格取得支援の推進を図り、受験対策講座、模擬試験、国家試験直前講座を行います。また年度によって受講者人数の変動が見られる受験対策講座の参加者の傾向については、関係者とさらなる情報共有を図ります。

- (1) 社会福祉士国家試験受験対策講座を実施します。
- (2) 社会福祉士国家試験模擬試験を実施します。
- (3) 社会福祉士国家試験の直前対策講座を実施します。
- (4) 教授方法や意見交換のため、講師会を開催します。
- (5) 社会福祉士国家試験合格者祝い会を企画、主催します。

5. 社会福祉士実習指導者養成事業部

方針：社会福祉士実習指導者を養成するための講習会を開催し、実習指導者の基礎的能力を平準化し、県域における質の担保を図ります。

社会福祉士実習指導者講習修了者の現場実践をフォローするとともに、指導者同士が繋がる機会をとおして課題の共有と解決を図るためフォローアップ研修を開催します。

講習会及びフォローアップ研修開催については、部会の中で検討し、より良い研修の企画運営を目指します。

- (1) 実施予定の講習会および研修等

- ①実習指導者講習会：年1回2日間
- ②講習会修了者フォローアップ研修
- (2) 事業部会
 - ①社会福祉士実習指導者養成事業部会：年6回程度

6. 神奈川県地域生活定着支援センター事業部

(1) 神奈川県地域生活定着支援センター（受託事業）

方針：刑務所や少年院など矯正施設には、福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者も入所しています。矯正施設から退所したのち、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、地域の中で自立した日常生活、社会生活を営めるようにすることを目的として業務を行います。

①コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設退所予定者が必要とする福祉サービスの内容の確認を行い、受入れ先施設等のあっせんや、福祉サービス等に係る申請支援を行います。

②フォローアップ業務

コーディネート業務でのあっせんにより、矯正施設から退所したのち、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行います。

③相談支援業務

矯正施設から退所した人及び、その他センターが福祉的な支援を必要とする人との福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

④その他の業務

センターの業務を円滑かつ効果的に実施するため、センターの運営及び個々の利用者の事例に対応して、関係機関等からなる会議の開催や、保護観察所又は県が主催する会議へ参加します。

⑤啓発活動

支援に関わる関係者を対象とする研修の開催、保護司、民生委員・児童委員等との連携活動、地域住民への啓発活動、情報発信など、対象者が地域に定着する支援業務を行います。

7. 司法福祉ネットワーク委員会

方針：県内の様々な事業に関わる相談事業担当者とのネットワークを構築していきます。

神奈川県弁護士会との協働で、裁判等における司法手続き上の支援を必要とする人たちへ関わり、権利擁護を主眼とする活動を行うと共に専門職としてのスキル向上を目指します。

内容：

(1) 「更生支援福祉ネットワーク構築事業」に関する事業を神奈川県より受託して事業に取り組みます（2020年度まで）。本事業は、法務省が実施する3ヵ年事業として「地域再犯防止推進モデル事業」再犯防止に関する事業で、県内各関係団体とのネットワークを構築することを目的として行うものです。最終年となる2020年度は、県内における実践的な動きをモデルケースとして実施します。

(2) 罪に問われた人たちにに関する支援のネットワークを広げるために関係機関との連携を構築します。

(3) ネットワーク構築のための事例検討会や研修会を開催し、人材を育成し県内のネットワークを構築します。

(4) リーガルソーシャルワーク認証研修を開催します。

8. ホームレス（生活困窮者）自立支援推進等相談事業部

(1) 生活困窮者支援ネットワーク委員会事業

方針：生活困窮者自立支援法が施行5年経過し、生活に困窮した県民に対して、より効果的でより充実した支援が望まれています。また、社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援のあり方に関する検討会における無料低額宿泊所の見直しや日常生活支援事業の開始など、政策的な見直しが行われました。

以上の状況も踏まえ、生活困窮者支援ネットワーク委員会では、生活に困窮している県民の支援がより充実するための取り組みを行うとともに、支援に当たる従事者の質の向上にも努めていきます。

内容：

- ①生活困窮者支援関連の受託事業に関する支援
- ②法テラスとの連携により、広く県民に生活困窮者が抱える法的問題の解決について学んでいただくための啓発事業を実施します。
- ③ホームレスの自立支援に関する啓発活動として、県民向けにホームレスに関連する講演会を実施する事業を行いません。

(2) 「かがやき広場」生活困窮者等就労準備支援事業及び居住の安定確保支援事業（県厚木保健福祉事務所受託事業）

方針：生活困窮者等の就労に向けた日常的自立と社会的自立のための支援を行います。

内容：

- ・「就労準備支援事業」

生活リズムの改善、自尊意識の向上、対人交流の促進等に向けたプログラムを通じて対象者が一般就労に向かえるよう支援を行っていきます。

- ・「居住の安定確保支援事業」

安定した住居の確保を支援無く行うことが困難な方や、家賃や公共料金等の家計管理が不得手であったりする方へ支援を行います。

(3) 「はばたき」生活困窮者一時生活支援事業（相模原市受託事業）

方針：社会から逃避してしまったり、失業などで、居所を失ってしまった様々な状況を抱えている方々に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供しながら、個々の生活実態等に応じて、課題解消に向けて、生活・健康面への援助や就労支援を行うとともに、安定した居宅生活の確保と自立生活に向けた支援等を行います。

また、社会福祉士のネットワークを生かして必要な支援等につなげ、再び生活困窮に陥らないように支援します。

内容：

- ①健康管理支援や就労支援、家計相談等を行いながら、必要なサービスにつなげていきます。
- ②生活困窮状態から脱却できた者が、再びの生活困窮状態を繰り返さないように、アウトリーチを行いながらフォローアップ支援を行います。

(4) 生活困窮者自立支援法に基づく支援機関向け研修（県受託事業）

方針：県内の相談支援機関や家計相談支援機関、就労準備支援機関向けの研修を実施することで、生活に困窮している県民に対して、より質の高い支援が実施できるような研修を実施していきます。研修実施に当たっては、生活困窮者支援に取り組んでいる学識経験者、支援機関、民間団体等とも連携を行います。また受講者同士とのネットワーク構築も努めます。

内容：

- ①支援機関全職種向け研修
- ②自立支援相談機関相談支援員向け研修
- ③自立支援相談機関主任相談支援員向け研修
- ④自立支援相談機関就労相談員向け研修
- ⑤家計相談支援機関向け研修
- ⑥就労準備支援機関員向け研修

9. 成年後見・権利擁護事業部

方針：「成年後見制度利用促進計画」（平成29年に閣議決定）により「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」を目標に、計画の最終年度である令和3年度に向けて身近な市町村での中核機関の設置や市町村計画の策定の取り組みが行われています。

ばあとなあ神奈川は、各市町村の検討会委員等への部員の推薦を行い、他方弁護士会、リーガルサポート神奈川など他土業との連携を中心に、家庭裁判所、神奈川県担当課との協議を進めています。

一方、成年後見制度そのものについても、診断書、報酬、欠格条項、郵便物の転送や死後の火葬・埋葬の取り扱いなど多くの見直しや改善がなされ、具体的な後見活動においても、意思決定支援を中心に、ご本人を取り巻く身近な地域支援ネットワークを基盤とした権利擁護としての活動や、地域の中核機関への参画を通じて親族後見人支援や身上監護・福祉的側面での助言など、社会福祉士の専門性を活かした活動が強く期待されています。

成年後見制度を取り巻く環境変化に伴う社会福祉士への社会的要請に応え得る体制の整備に向け、人材確保及び資質の維持向上に向けた取り組みを継続します。

<具体的な取り組み>

- (1) 2020年度の事業においては、県民向けの「成年後見制度普及啓発事業」など公開講座の充実、医療・福祉現場のソーシャルワーカーを対象とした「成年後見活用講座」、新規事業として「本人情報シート活用講座（仮称）」を行います。
- (2) 部員が自らの後見活動に止まらず地域の中で専門職としての役割の視点を置いた「意思決定支援に配慮した後見活動のためのツール研修」「グループスーパービジョン研修」「ファシリテーター養成研修」を強化します。
- (3) 新規事業として「成年後見度利用促進連絡会」を組織し、そこを中核に他機関や当会の内部の各事業との連携を進め、成年後見制度利用促進の取り組みを一層強化します。
- (4) 社会福祉士後見人候補者推薦の県民ニーズに応えきれていないことへの対策として、候補者名簿登載者の確保、未受任部員へのサポート体制、法人後見受任枠の拡大、無報酬案件への受任要請への対策、名簿登載更新制度の見直しをすすめます。

10. 災害対策事業

方針：県内外で発生することが予測される自然災害に対して、社会福祉士の立場からどのような支援活動をすべきかを検討するための委員会を設置し、災害支援活動者及び指導者を養成します。また、本会の災害支援活動が円滑に行えるよう、行政機関や専門職団体等との連携を強化するとともに、市民向けに活動内容の周知を行います。

- ①神奈川県災害福祉広域支援ネットワークへの参加をします。
- ②社会福祉士会関東甲信越ブロックへ参加します。
- ③大規模災害士業連絡協議会へ参加します。
- ④災害支援活動者養成研修を開催します。
- ⑤支援活動者養成研修フォローアップ研修を実施します。
- ⑥災害対策委員会の開催（年6回）をします。
- ⑦災害支援のための啓発活動（新規）をします。

11. 多文化ソーシャルワーク委員会

方針：神奈川県での国際化、住民の多様化、外国人介護士の増加等の動向を踏まえつつ、グローバル定義に基づくソーシャルワークの専門性を活かし、多文化共生社会の実現に寄与することを目的とした活動を行います。

- (1) 多文化ソーシャルワーク研修の開催
- (2) 多文化ソーシャルワークに関するタイムリーな研修の実施
- (3) 多文化ソーシャルワーク委員会の設置及び運営

12. 子ども・家庭支援委員会

方針：すべての子どもは適切な養育を受け心身ともに健やかな成長・発達や自立が図られるなど、その生活を保障される権利があります。そして私たち社会福祉士は相談及び子育て支援として、保護者ととともに子どもを心身ともに健やかに育成する責任を負わなければなりません。

「子ども（児童）虐待」や「いじめ問題」等、要因となり得る貧困問題やDV、子どもの発達課題や地域における子ども家庭支援や長期化する若者のひきこもりなど、専門職としての資質の向上を図りながら他職種や関係機関と協力連携を行い、様々な研修を行っていきます。

子どもの地位及び権利の向上や子どもを取り巻く環境を改善する為に、啓発事業の展開をしていきます。

13. 支部活動支援事業

方針：より県民に近い地域での活動が望ましい公益事業等を行うために、8つの地域・支部を設置し、活動を継続させていきます。また、会員が、情報交換、県民のニーズの把握及び共有、支援に必要な専門知識及び技術の向上のために、必要な事項について、支援を行っていきます。

(1) 横浜支部

- ①柔軟で双方向的な支部運営を進めます

地域連絡会活動等への人的・物的支援、地域連絡会の集い（交流会）開催、各地域連絡会からの支部幹事選出

- ②支部活動の「見える化」をさらに進めます

連絡会・幹事会・諸活動の報告をブログ・FB・会員用MLで発信、県士会広報への研修情報等掲載、研修・イベント等での支部活動紹介、ハグミプロジェクト（支部キャラクターを用いた広報）の推進

③社会福祉士が社会福祉士を支え、会員同士が育ち合う仕組み作りを進めます
学習会の開催、養成校へのゲストスピーカー派遣、人材センターの就職相談会協力、ハグミイサロン（会員の気軽な立ち寄り処）の開催、その他必要な活動の創出

④地域とつながり、地域の福祉への貢献を進めます

市民向け講演会の開催、地域の会合への出席、区民まつり等地域イベントへの参加

（２）川崎支部

①法改正等、福祉の動向について理解を深めていきます。

②市内施設等の社会資源の把握に努めます。

③会員の職域や業務を通じながら問題意識を高めます。

④会員間の交流を深めながら問題意識を高めます。

⑤未加入者の加入促進に努めます。

⑥一般市民に対して、啓発活動、相談支援活動、研修の機会を設けます。

（３）相模原支部

年間を通じたテーマとして「地域に生きる社会福祉士」を掲げ、支部会員の交流や横との繋りを深め、支部活動の活性化を図りつつ、相模原の福祉の実情や課題の把握に努めます。

また市民に対する福祉の啓発や支援活動等を行い、福祉専門職の団体として相模原の福祉向上に向けた取り組みを進めます。

（４）県央支部

①会員相互の交流と連帯感の強化をします。

②地域や社会での認知を広めていきます。

③福祉団体やその他の福祉にかかわる諸団体との交流や情報交換を行います。

（５）横須賀・三浦支部

2020年度テーマ

「多問題家族」（「障害」「児童」「高齢」「生活困窮」「外国人」などの切り口）

キーワード ○社会福祉実践○気付き○専門性

①ソーシャルワーク専門職の技術の向上を目指します。

②ソーシャルワークの専門職として積極的に地域に貢献します。

③保健・医療・福祉の専門職との連携、協働を推進していきます。

④会員間の交流を深め、組織の充実を図ります。

（６）湘南東支部

2019年度の支部運営において、以下5つの課題が見えてきた。①定例会のあり方、②事務局運営の見直し、③各種イベントの担当要員不足、④支部会員への連絡方法、⑤支部会員の親睦機会が少ない、以上の5項目で、各項目ごとに改善点を検討しながら進めてきています。

それらを安定的な取り組みとして維持、また改良・発展ができるよう、2020年度の事業計画に常に視点として意識し、活動や周知に取り組みます。

今までの取り組みで、開催等をタイアップできるものはタイアップし、幹事の負担が増え過ぎぬように配慮しながら、かつ、それぞれの取り組み内容の目的が達成されるとともに、集客等を含め

効果的な取り組みとなるよう、あらかじめ年間計画を立て、1年間、幹事で協力しあいながら運営し、さらには会員への波及と参画の増加につながるよう意識しながら活動していきます。

(7) 湘南西支部

①会員の資質向上を図ります。

毎月定例会もしくは役員・幹事会が開催できるように企画を行います。年1回の社会福祉施設見学会を行います。

また、全体会開催時の公開講座を企画します。

②市民向けの講座を開催します。

毎年開催のなるほど講座を企画いたします。一般市民の皆さんが暮らしや福祉に関心をもって頂けるよう、関連テーマで講演会を計画します。

③組織基盤を強化し、会員拡大に取り組みます。

総会時に全支部会員に案内を通知します。新規会員への勧誘。また役員・幹事の相互協力、地元市町との連携を取り支部活動及び社会福祉士会のPRにつとめます。

(8) 西湘支部

地域共生社会実現に向けて、社会福祉士が社会変革を实践できるという前提に立ち、活動を計画していきます。特に2020年は、高齢・障害・児童など、様々な領域での「虐待」をテーマに研修を計画しています。また、他支部、他団体と協働し、社会福祉士の啓発活動に努めます。

①西湘支部会報誌「ブナの樹」発行（年2回）

②支部全体会

③研修会・交流会等の実施

④社会福祉士会他職種交流会（ゆる☆つな拡大版）

⑤ウェルカムカード発行（新規入会者確認次第、適宜）

Ⅲ 生涯研修センター

<基本方針>

神奈川県社会福祉士会として、日本社会福祉士会の生涯研修制度の円滑な実施に協力し、認定社会福祉士制度に基づく認定社会福祉士がおおむね中学校区に1名以上配置するという日本社会福祉士会の目標の実現に向け、研修の充実を図っていきます。

社会福祉士の任用範囲の拡大に伴い、資質向上を図っていく必要性がますます高まっていることから、研修体系の充実に努めます。

<個別方針>

①組織体制を改定し、センター内に5つの委員会を置き、それぞれ活動できる体制を整え、意思決定を迅速化します。

②生涯研修センター運営委員会は、年3回程度開催します。

研修プログラム、委託事業、研修履歴管理、他士会との連携・共催、生涯研修制度の円滑実施、等を実現するために本会全体での体制整備を検討します。

③基礎研修運営委員会は、年3回程度開催します。

基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの円滑な実施を行います。基礎研修Ⅰは1コース100名定員、基礎研修Ⅱは1コース80名定員、基礎研修Ⅲは1コース60名定員とし、それぞれ2コース開催します。また、基礎研修講師養成研修へも引き続き派遣します。

④スーパービジョン運営委員会は、年4回程度開催します。

スーパービジョン実施のための体制整備や基礎研修への協力を行います。

⑤認定社会福祉士認証研修企画委員会は、年4回程度開催します。

研修の企画、認定社会福祉士認証・認定機構との連携を図ります。

⑥実践発表大会企画・運営委員会は、年4回程度開催します。

年度末に実践発表大会を実施します。